

『純粋理性批判』における、 判断の二つの定義

子野日俊夫

I

純粋悟性概念（カテゴリー）を体系的に発見し、それらの客観的妥当性を証明するという、カテゴリーの形而上学的演繹⁽¹⁾並びにその超越論的演繹の問題は、周知の如くカントの『純粋理性批判』の中心的問題であると言える。そして、今ここにおいては第二版のみを取り上げることにするならば、判断を巡る議論がその二つの演繹において重要な役割を果たしている。それを簡単に振り返ってみるならば、次の如くである。

形而上学的演繹では、まず悟性の働きとは判断にほかならないことが示される。そして、判断表こそが悟性の統一の機能の一覧である、とされる。その上で、判断において統一を与える機能と、直観において様々な表象の単なる綜合に統一（その統一をカントはカテゴリーと呼ぶわけであるが）を与える機能とが同一であることが見てとられ、このことを根拠として、判断表に対応するカテゴリー表が発見されるのである。

次に超越論的演繹においてはどうかと言えば、ここではまず統覚の根源的・総合的統一が、私の全ての表象がその下にあらねばならないところのものとして示される。ところでその統一は「直観において与えられる多様なものが全てそれによって客観の概念へと統一される統一」（B139）であるが故に、また客観的統一とも呼ばれる。しかるに、「判断とは、与えられた諸認識⁽²⁾を統覚の客観的統一へもたらす、その仕方ほかならない」（B141）のである。

この命題が超越論的演繹、あるいはその第一段階⁽³⁾にとって何故に重要性を持つかと言えば、それを媒介として統覚の根源的・総合的統一とカテゴリーとの同一性が示

されるからである。形而上学的演繹においてはカテゴリーとは判断の機能にほかならないとされた。(われわれは先程、カテゴリーとは統一であるとしたが、カテゴリーを統一とするか機能とするかは、カテゴリーを働きの所産において見るか働きのものにおいて見るかの違いでしかない。)つまり、カテゴリー＝判断の機能なのである。そして今ここでは、その判断の機能とは、与えられた諸表象の多様を統覚の客観的(＝根源的・総合的)統一へともたらず悟性の働きとされた。簡単に言うならば、判断の機能＝統覚の根源的・総合的統一の働きなのである。それ故に、この二つの結果を合わせると、統覚の根源的・総合的統一の働き＝カテゴリーということになる。この命題によって、超越論的演繹の少なくとも第一段階は完成を見る。すなわち、統覚の根源的・総合的統一の働きは感性的直観において与えられる全ての多様に及ぶものであるから、結局カテゴリーはそうした全ての多様に妥当することが言えるわけである⁴⁾。

このように、超越論的演繹において、判断とは与えられた諸認識を統覚の客観的統一へともたらず・その仕方である、という規定が重要な意味を有しているのである。この『批判』の第二版の出版の前年に発表された『自然科学の形而上学的基礎』においては、「[経験が一体如何にしてかのカテゴリーによってしかもそれらによってのみ可能となるかという]この課題〔すなわち超越論的演繹の課題〕は、判断一般(与えられた諸表象がそれによって初めて一つの客観の認識となる行為)の厳密に規定された定義からの唯一の結論によってほとんど果たされ得る⁵⁾」とまで言われているのである。

さて、このように判断を巡る議論が形而上学的演繹と超越論的演繹とのどちらにおいても極めて重要な働きをしているわけであるが、にもかかわらず、両所において判断は異なった形で定義されているように見える。まず第一に、形而上学的演繹においては、「判断とは全てわれわれの諸表象の間の統一の諸機能にほかならない。というのはつまり、ある直接的な表象の代わりに、これや種々の表象を自らの内に包含する・より高次の表象が対象の認識のために用いられ、それによって多くの可能的認識が一つの認識にまとめられるのである」(A69=B94)とされている。他方、超越論的演繹においては既に見たように、「判断とは、与えられた諸認識を統覚の客観的統一へともたらず・その仕方にほかならない」(B141)とされたのだった。

また第二に、形而上学的演繹では、「悟性が諸概念において、分析的統一を介して判断の論理的形式を成立せしめた」(A79=B105)とされているのに対し、超越論

的演繹においては、「全ての判断の論理的形式は、判断の中に含まれる諸概念における・統覚の客観的統一の中に成立する」(B141, §19標題)と言われているのである。

第一の場合にも第二の場合にも、形而上学的演繹においては、主語概念の述語概念への包摂すなわち分析的統一によって判断ないしその論理的形式が成立する、と言われているように見える。それに対して超越論的演繹においては、統覚の客観的統一すなわちその総合的統一が判断ないしその論理的形式の本質をなしているように言われている。一体、こうした判断に関する二つの規定をどのように考えたらいいのであろうか。

カント研究史の上で、この・両演繹における二つの判断論という問題は従来余り論じられてはいないが、それでも既に今世紀の初めにツショケの論文において指摘されている⁶⁾。またリールのカント書においては、われわれが先程第一に挙げた・両演繹における判断の二つの規定は、両者相俟って判断とは何かを規定するものとされる⁷⁾。しかし、ライヒも指摘するように⁸⁾、そこではこの問題は未だ問題として十分に論じられているとは言い難い。この問題をはっきりと論じているのは、ド・ヴレーシヨヴェールである。すなわち彼によれば、「[超越論的演繹における]第二の判断の理論は、正しく〔形而上学的演繹における〕第一の理論の否定につながる⁹⁾」ことになる。つまり、超越論的演繹において判断が上記のように定義される直前に、判断とは二つの概念の間の関係を表象したものであるという・それまでの論理学者による定義がカントによって否定されるわけであるが、形而上学的演繹における判断論とは正にこの否定されたものそのものである、と言うのである。

果たして、そのように考えるのが正しいのであろうか。われわれは本論文において、こうした見解を念頭に置きつつ、この二つの演繹における二つの判断論を、両所での叙述を詳細に検討することによって解明したいと思う。そして、果たしてその二つの判断論がどの程度一致しどの程度異なるものなのか、またそれらが異なる場合には、その相異は矛盾と言わざるを得ない体のものなのか、あるいは判断をそれぞれ別の側面から規定したものなのか、そしてもし後者のようなことが言えるとしたら、その別の側面とはそれぞれどのような側面なのか、といった一連の問題に解答を与えて行きたいと思う。考察の手順としては、IIにおいては形而上学的演繹における、IIIにおいては超越論的演繹における、それぞれの判断論を検討し、IVにおいてはその検討の結果から結論を導き出したいと思う。

II

それではまず、形而上学的演繹における判断論の検討から始めよう。そこにおいてカントが本来的に目指すのは、「悟性能力そのものの分析」(A 65=B 90)を行ない、「ア・プリオリな概念を、その生誕地として 悟性においてのみ 探索する」(A 65/6=B 90) ことである。そして、まず悟性能力そのものの分析からそれが判断の能力であることが判明する、というのである。われわれも、それを論じている第一節の叙述から見て行こう。ただし、悟性とは判断の能力であるという結論が、そこでは二度に亙って導き出されているが、われわれはその議論を一つにまとめて理解して行きたいと思う。

さて、悟性能力とは一般的に言えば思惟の能力である。そして、思惟とは概念による認識だと言える。ところでこの概念を悟性は、それによって判断をするということにのみ使用しうるのである。つまり、「概念は、可能的判断の 述語として、まだ規定されていない対象の表象へと関わる」(A 69=B 94)。だから、悟性とは判断の能力だと言えるわけである。

そこで、カントがここにおいて判断をどのようなものと考えているかが問題となるわけだが、カントは次のように言う。

「各判断には一つ概念があり、それは多くの概念に 妥当するのであるが、この多くの中である与えられた表象をも包含するのである。そしてこの後者が対象に直接関わるというわけである。だからたとえば、『全ての物体は可分的である』という判断において、可分性の概念は他の多くの概念にも関わるのであるが、しかしそれらのうちでここでは特別に物体の概念に関わっているのであり、後者はまた、われわれに立ち現われる現象へと関わるのである。従って、この対象〔現象〕が可分性という概念によって間接的に表象されるのである」(A 68=B 93)。

この文においてわかることは、まず第一に、主語概念は述語概念の下に包摂されるものであり、それはつまり判断には分析的統一の契機が働いていることを意味する、ということである。しかし重要なことは、その分析的統一のみによって判断が成立するのではない、ということである。分析的統一によっては多種多様な概念が可分性の概念の下に包摂されるのであり、判断の主語概念は、そうした多くの概念のうちの一

つでしかない。にもかかわらず、判断においては、多くのもののうちの一つでしかないものが述語と「特別に」関係するのである。そこで、その特別の関係を成立させるものが何かと言えば、それは「われわれに立ち現われる現象」ということになる。つまり、述語概念が主語概念を通してそうした現象（対象）に関わろうとし、対象が述語概念によって間接的に表象される時、初めて判断が成立するのである。このことが、上の文からわかる第二の点である。判断には成程分析的統一の契機が働いてはいるがそれのみによって判断が成立するのではなく、間接的ながらもあくまでも対象への関わりを必要とするのである。K・ライヒの言を借りれば、「分析的統一とは本質的に概念に属するものであり、判断の統一が分析的統一であるという断定に導く形跡は、[カントの]どこにもない。」ということになる。であるから、上に引用した文に続けてカントが、「従って、判断とは全てわれわれの諸表象の間における統一の諸機能である」(A69=B94)と述べているからといって、それをもって、判断が単に表象と表象との間の包摂関係として成り立つ、ということが言われていると考えてはならないのである。そのすぐ後で言われているように、判断の述語概念は、あくまでも「対象の認識のために用いられる」のである。

こうした点については、「機能 (Funktion)」という言葉の意味によっても確認することができる。判断とはわれわれの諸表象の間の統一の機能だ、と言われたわけであるが、カントはこの「機能」という言葉を、「様々な表象を一つの共通の表象の下へ秩序付ける働き^①の統一」(A68=B93)と定義する。ここでもし、様々な表象を一つの共通の表象の下へ秩序付ける働きが機能だと言われていたとしたら、機能とは単なる分析的統一の働きとなり、また判断も分析的統一によって成り立つことになる。だが、機能とはそうした働きの統一である、と言われている。であるから、その統一すなわち判断における統一は、分析的統一とは異なる統一なのである。

これまで考察して来たことから、判断において述語概念は対象へと関わり対象の認識のために用いられることがわかった。それ故、この・判断における統一は「対象に向かっ^②ての統一」と呼び得るものなのである。

以上のことを別の言葉で言うならば、判断は形而上学的演繹においても、あくまでも超越論的論理学の立場から考察されているのであって、決して一般論理学の立場からではないのである。しかし、そう言い切れるための決定的根拠は、判断の諸機能についての注釈の中で出て来るのであるから、われわれはその判断の諸機能即ち判断表

の方へ議論を進めたい。

形而上学的演繹の最終目的は、悟性能力そのものすなわち悟性の純粹使用一般を分析して、そこにア・プリオリな概念を求めるということであったが、今や悟性能力は判断における統一の諸機能の中に存することが明らかになった。そこで、その・判断における統一の諸機能を完全に提示しうるならば、それが悟性の諸機能の全体となる、とカントは考えるのである。そして周知のように、「判断一般の全ての内容を捨象し、そこにおける単なる悟性形式のみに注目する」(A70=B95)ことにより、カントは判断における統一の機能を、量・質・関係・様態の標題の下に各三個、総計十二個提示するわけである(第二節)。そのいわゆる判断表の個々の内容については、ここでは省略する。われわれの現在の関心にとって重要なことは、この判断表は普通には一般論理学によって得られたものであると考えられているが、果たして本当にそうなのか、という問題である。次にそれを論じてみたい。

『純粹理性批判』における一般論理学(普通には形式論理学と言われている)と超越論的論理学との関係の問題が、それ自身一つの独立した問題として度々論じられている。一般論理学とは、「認識の全ての内容すなわち客観への認識の全ての関係を捨象し、単に認識相互の関係における論理的形式すなわち思惟一般の形式を考察する」(A55=B79)論理学であり、それに対して超越論的論理学とは、「認識の全ての内容を捨象するのではないような論理学」(A55=B80)だとか「対象についての純粹な思惟のみを含むような論理学」(同頁)だとか言われている。そのような二つの論理学がどのような関係にあるのか(たとえばどちらかがより根本的なのか、あるいは併立的なのか)という問題である。もちろん今ここでその問題に立ち入ろうというのではないが、その問題について論じられる際は先の判断表の発見は一般的論理学によってなされると考えられるのが常だ、という事実があるのである。確かに一般論理学が上に述べたようなものであり、判断表がこれも既に述べたように「判断一般の全ての内容を捨象し、そこにおける単なる悟性形式のみに注目する」(A70=B95)ことによって得られるのであってみれば、ここでの手続きは形式論理学によるものだ、と考えるのが当然かもしれない¹⁰。

しかし、そうした考えはカント自身の明言によってはっきり否定されるのである。すなわち、判断表の質の部門が肯定的・否定的・無限的の三つから成ることに関して、彼は次のように言っている。

「一般論理学においては正当にも、無限判断は肯定判断の中に数え入れられ区分上の特別の項目を成さないのであるが、超越論的論理学においては、それは後者からさらに区別されなければならない」(A71/2=B97)。

判断の質の面だけが超越論的論理学の立場から考察されているということは当然ないはずであるから、結局この言葉によって、判断表の全体が一般論理学においてではなく、あくまでも超越論的論理学において獲得されたものであることがわかるのである。

もちろんこのことは、容易には納得しがたいであろう。超越論的論理学とは、「認識の全ての内容を捨象するのではないような論理学」(A55=B80)であった。つまり何らかの内容と関わる論理学であった。しかるに、ここでははっきりと、「判断一般の全ての内容を捨象」(A70=B95)することによって判断表が獲得される、と言われている。であるからには、この判断表の発見は超越論的論理学の仕事ではあり得ないはずである。しかしわれわれは、超越論的論理学が持つ内容と、ここにおいて捨象される内容とは同じ言葉でも意味を異にしている、と考える。超越論的論理学においても、「悟性を孤立化し、そしてもっぱら悟性にその起源を有するところの・思惟の部分のみ、われわれの認識から取り出ししてくる」(A62=B87)のである。であるから、そこにおいてももちろん全ての感性的内容、それに起因する全ての経験的思惟内容とが捨象されているのである。そして、一般論理学が全ての内容を捨象すると言う場合、その内容とはこうした内容である(第一の意味での内容)。一般論理学は、最早それ以上に捨象すべき内容を知らないのだが、超越論的論理学は、そうした内容が捨象された後にも悟性自身の中に「内容」を持つべきもの、とされるのである(第二の意味での内容つまり超越論的内容)。そして、今判断表の発見に際して「全ての内容を捨象」と言われるときには、その内容とは第一の意味での内容なのである。このように考えることにより、困難は解消されることになるのである。

かくして、第二節における判断表の発見は超越論的論理学においてなされていることが判明した。このことは当然、第一節における判断の考察もまた同様に超越論的論理学の立場からなされたものである、ということの意味するであろう。超越論的論理学とはまた、「対象についてのわれわれの認識の起源に、それが対象の側に帰せられない限りで関わるであろう」(A55/6=B80)ような論理学である。われわれは先に¹²⁾、第一節における判断論のその判断における統一を、「対象に向かったの統一」と

呼んだのであったが、その判断論が超越論的論理学の立場からのものであり、この論理学が今言ったようなものであるということは、われわれのそうした呼び方の正当性を改めて示すものと言えよう。

さて、以上で大体形而上学的演繹における判断論がどのようなものであるかが判明したわけであるが、この演繹自体は、一、二節での準備を経て第三節でいよいよカテゴリーの発見という核心的部分に入るのである。そして、そこでの中心を成す二つの命題は、判断論にとってもまた看過し得ない重要性を有している。であるから、われわれは更にそれらを問題としなければならない。

その前に、その箇所へ至る・第三節の議論のあらましを見ておく必要があるであろうが、それは当の二命題から成る段落の直前の段落に集約されている、と見ることができる。全ての対象のア・プリオリな認識の成立のために何が必要かと言えば、まず純粹直観の多様と与えられなければならない。そして次に、この多様は構想力によって総合されることを要する。しかし、それだけではまだ認識は成立しないのである。「この純粹綜合に統一を与え、そしてもっぱらこの必然的な総合的統一の中に本質をもつ諸概念」(A79=B104)の、その・純粹綜合に統一と与える働きによって、ア・プリオリな認識は初めて成立するのである。そして、これらの諸概念は悟性によって産み出されるものであり、正に純粹悟性概念(カテゴリー)そのものなのである。(もともこの段落では直接そうした名指しはされていないが。)

このような形でカテゴリーを登場させた後に、カントはそうしたカテゴリーを体系的に導出するために、問題の命題を提出するのである。すなわち彼は言う。

「判断において様々な表象に統一を与えるのと同じ機能が、直観において様々な表象の単なる総合にもまた統一を与えるのである。この統一を一般的に表現するならば、それが純粹悟性概念である」(A79=B105) (第一命題)。

「概念において分析的統一を媒介として判断の論理的形式を成立せしめた同じ悟性がその同じ働きによって、直観一般における多様の総合的統一を媒介として自らの表象に超越論的内容をもたらすのである (以下略)」(同頁) (第二命題)。

どうしてこのようなことが言えるのか、つまり、どうして判断における悟性の働きと直観において総合を統一へともたらすそれとが同じだと言えるのか、についてカントは何も言っていない。しかし『プロレゴメナ』では、

「最後に私は、これらの判断する機能を客観一般に、というよりむしろ判断を客観

的に妥当なものとして規定する条件に、関係させた。そこで純粹悟性概念が生じたのであった¹⁴⁾と言われている。これからすると、カントの念頭には、一貫して悟性＝判断の能力という等式が存していたことになる。われわれは、今ここで上の二命題について十分立ち入って分析を加えることはできないが、われわれがこの章でこれまでに論じてきたことからすれば、そこで言われていることもさして奇異に感ぜられることはないであろう。判断には成程分析的統一の契機が働いていたが、それだけで判断が成立するのではなく、判断の統一とは、われわれの言葉ではあくまでも「対象の認識に向かっての統一」だったのである。だから、そうした判断の機能と直観における綜合に統一を与える機能とを結びつけることは、むしろ容易だとさえ言えよう。

以上で形而上学的演繹における判断論についての考察を終了するが、判断について今再確認した点が、この章の要点にもなる。

III

次に、超越論的演繹における判断論について検討することにしたが、それは、「判断とは、与えられた諸認識を統覚の客観的統一へともたらず、その仕方にはかならない」(B141)という§19の命題の意味について考察することで足りると言えよう。

カントは上の命題を「見出す (finde)」(B141)と言っているが、どのようにしてそうした「発見」に至ったのか、その経緯をたどることによって、この命題の意味を考えてみたい。

この第二版の超越論的演繹は、まず多様の結合一般があくまでも表象能力の自発性の行為である点に着目することから始まる (§15)。そして、その結合を可能とする統一の根拠としての統覚の根源的・綜合的統一について論じられる (§16)。ところで、この統覚の根源的・綜合的統一は、認識主観が客観を認識する際に必要とされるものである前に、客観が認識主観に対して初めて客観となるために必要とされるものなのである (§17)。だから、その統一はまた客観的統一とも呼ばれるわけである。そして、直観の多様はその統一の下にあってのみ、認識価値としての客観的妥当性を有するのである。この点において、統覚の客観的統一はその経験的統一と対比される。後者においては、多様な諸表象の結び付きは単なる主観的妥当性しか有さないのである (§18)。ところで、判断と再生的構想力の諸法則による関係とを対比してみると、そこ

にも同様の相異が存する。すなわち、ある物体について「その物体は重い」という判断を下すとき、そこでは、「私がこの物体を手にしたとき、私は重さの圧力を感じる」と言う場合の・単に主観的にしか妥当しない関係ではなく、「物体」と「重さ」の二表象が主観の状態に関わりなく客観において結合しているという・客観的に妥当な関係が言明されているのである (§19)。このように、統覚の客観的統一と判断とは、どちらも表象と表象との結合を客観的に妥当なものとする、という点で一致している。このような事情から、カントは、この章の冒頭の命題を「発見」したものと思われる。以上のことからわかるように、この命題の意味するところは、判断は、諸表象の客観的に妥当な関係を言い表わしており、そこにおける統一とは統覚の根源的・総合的統一にはかならない、ということである。そして、諸表象がそうした統一の下へもたらされる様々な仕方が判断の論理的諸形式である、ということになるのである。

IV

以上でわれわれは、形而上学的演繹並びに超越論的演繹におけるそれぞれの判断論を、後者に関しては少々簡単に済まざるを得なかったとはいえ、検討したわけである。そして、そこからわれわれは本論文の結論を引き出すことができる。

まず始めに、われわれは I において、形而上学的演繹では判断があたかも分析的統一によって成り立つように言われており、その点で超越論的演繹での判断論との間に大きな相異のあることを問題としたのであったが¹⁰⁰、II での考察は、形而上学的演繹においても、判断は決して単に分析的統一によってのみ成り立つとされているのではなく、超越論的論理学の立場からの「対象に向かっての統一」なるものがその成立にとって決定的な役割を果たしている、ということを明らかにしたのであった。そこで判断論も、判断を決して「二概念の間の関係を表象したもの」と考えているわけではないのである。そして、われわれがここで、「対象に向かっての統一」と呼ぶものこそ、超越論的演繹において統覚の客観的統一であることが明らかになる統一にはかならないのである。成程、形而上学的演繹の中心部分の第二命題⁹⁹では、分析的統一と総合的統一とが対比されており、判断の側からは総合的統一の可能性が排除されるようにも見える。しかし、そこで言われている「総合的統一」を、統覚の総合的・根源的統一と解さねばならぬ必然性はない¹⁰⁰。むしろ、一方で論理的形式を成立せし

め、他方で悟性の表象の中に超越論的内容をもたらすところの・「同じ働き」こそが、統覚の総合的・根源的統一の働きである、と考えるべきであろう。そのように考えるならばまた、判断の論理的形式を成立せしめるものは、形而上学的演繹の判断論でも、超越論的演繹のそれでも相異はないことになるのである。

このように、二つの判断論は決して一方が他方を否定するような矛盾の関係にあるのではなく、その内実は同一であると言えよう。しかし、だからといって両者が全く同じであるとは言い難いのももちろんである。形而上学的演繹の判断論ではもう一方の判断論とは違って、第一に、それによって判断が成立するわけではないにせよ、主語概念の述語概念への包摂という分析的統一を介して判断が考えられており、第二に、判断に客観的に妥当な言明という性格がはっきり与えられているのでもない。しかし、第一の点について言うならば、形而上学的演繹の判断論は、超越論的論理学の劈頭において論ぜられているのである。そこでは判断への接近は、一般論理学の手助けを借りてなされなければならないのもむしろ当然である。また第二の点について言うならば、判断が客観的に妥当な言明であるということは、あくまでも超越論的演繹の中で、そこでの考察の成果として出て来ることであって、ア・プリオリな概念を発見するのが目的の形而上学的演繹では、判断のそうした性格まで明らかにならないのは、これまた当然と言えよう。超越論的演繹において、カテゴリーの客観的妥当性を問題とする中で、初めて判断のそうした性格も顕になるのである。結局、両判断論には、二つの演繹の置かれている位置やそれらの目的の違いによる相異はあるにせよ、致命的な矛盾はなく、両者は基本的には同一だと言える。

註

- (1) 周知のように、「形而上学的演繹」という言葉は、第二版の超越論的演繹 §26 の冒頭で用いられているだけであり、それが厳密にどの箇所を指すのかは言われていない。しかし、われわれは通常理解と同様に、前書き並びに三つの節から成る・「全ての純粹悟性概念を発見するための手引きについて」と題された箇所（概念の分析論第一章）をそれとする。
- (2) ここで「認識」とは「客観的知覚」の意味である。Vgl. A320=B377
- (3) 近年、第二版の超越論的演繹を§20までの第一段階とそれ以降§26までの第二段階とに区分する解釈が多くの研究者によってなされている。われわれもそうした立場からの研究を、昭和61年度日本カント協会の大会で発表した。
- (4) §20における証明の手順は、われわれのここでの手順とは若干異なっている。

なお、この §20 までの第一段階で何故に演繹は完了しないのかということの論拠は、そこでは「直観一般」の対象に関してカテゴリーの妥当性が証明されたにとどまり、まだ空間・時間という具体的形式を持った「われわれの」感性的直観の対象に関して論じられてはいない、ということである。

- (5) Akademie-Ausgabe Bd. IV, S. 475
- (6) W. Zschocke, *Über Kants Lehre vom Schematismus der reinen Vernunft* in, „Kant-Studien“, Bd. XII (1907), S. 184-189
- (7) A. Riehl, „Der philosophische Kritizismus I“, 2. Auflage, 1908, S. 416-418 3. Auflage, 1924, S. 410-412
- (8) K. Reich, „Die Vollständigkeit der Kantischen Urteilsform“, 3. Auflage, 1986 (Nachdruck der 2. Auflage von 1948) S. 18
- (9) De Vleeshauwer, „La Déduction transcendentale dans l'œuvre de Kant“ vol. II, 1936, p. 132
- (10) K. Reich, op. cit., S. 15, なお傍点は原文ではゲシュペルトの箇所を示す。この点は、以下カントからの引用文においても同様である。
- (11) ペートンもそう考える一人である。H. J. Paton, „Kant's Metaphysics of Experience“ vol. I, 1936, p. 248 n. 6
- (12) 本論文31ページ。
- (13) Prolegomena §39, Akademie-Ausgabe Bd. IV, S. 324
- (14) 本論文29ページ以下。
- (15) 本論文34ページ。
- (16) Vgl. De Vleeschauer, op. cit., p. 94

〔西哲史 博士課程〕

Zweierlei Definitionen des Urteils in der „Kritik der reinen Vernunft“

Toshio NENOHI

Kant gibt zweierlei Definitionen des Urteils in der „Kritik der reinen Vernunft“ (2. Auflage).

Die eine Definition ist in der „metaphysischen Deduktion“ gegeben: „Alle Urteile sind demnach Funktionen der Einheit unter unsern Vorstellungen, da nämlich statt einer unmittelbaren Vorstellung eine höhere, die diese und mehrere unter sich begreift, zur Erkenntnis des Gegenstandes gebraucht, und viele mögliche Erkenntnisse dadurch in einer zusammengezogen werden.“ (B 94) Und die andere ist in der transzendentalen Deduktion gegeben. Kant sagt, „daß ein Urteil nichts anderes sei, als die Art, gegebene Erkenntnisse zur objektiven Einheit der Apperzeption zu bringen.“ (B 141) Wie verhalten sich diese zwei Definitionen? Gibt es einen Widerspruch zwischen ihnen?

Wir wollen auf diese Frage mit „Nein“ antworten. Der hauptsächlichste Punkt des Arguments ist folgendes. In gewöhnlicher Interpretation wird die erste Definition als vom Standpunkt der allgemeinen oder formalen Logik aus gegebene genommen. So wird die Beziehung zwischen beiden Definitionen auf die zwischen formaler und transzendentaler Logik zurückgeführt. Aber nirgends in der K. d. r. V. betrachtet Kant das Urteil vom Standpunkt der formalen Logik aus. Auch in der metaphysischen Deduktion ist es eine Sache der transzendentalen Logik. Der schlagende Beweis dafür ist, daß er die Tafel der Urteile „in einer transzendentalen Logik“ (B 97) findet.

Dies und andere Gründe zeigen, daß beide Definitionen im wesentlichen identisch sind.